

第4回防火管理検討会 議事録

1. 開催日時：平成18年11月9日(木)13:30～16:30

2. 開催場所：日本電気協会 4階A会議室

3. 出席者(順不同,敬称略)

出席委員:小暮主査(東京電力),藤原副主査(関西電力),阿部(東北電力),井川(中部電力),
沢田(北陸電力),森脇(中国電力),増田(四国電力),佐野(日本原子力発電),
平澤(原子力安全基盤機構) (9名)

代理出席:亀川(九州電力・藤井) (1名)

欠席委員:卜部(北海道電力) (1名)

常時参加:小倉(東京電力) (1名)

オブザーバ:鶴田(総務省・消防庁),鈴木(電源開発),田中(日本原子力技術協会),佐久
間(原子力安全・保安院) (4名)

事務局:大東・長谷川(日本電気協会) (2名)

4. 配付資料

資料4-1 防火管理検討会 委員名簿

資料4-2 第3回防火管理検討会 議事録(案)

資料4-3 JEAG原子力発電所の火災防護管理指針(平成19年版)(案)

添付-1 JEAG 原子力発電所の火災防護管理指針の目次の比較及び対応状況

添付-2 JEAG火災防護管理指針(平成19年版)本文及び解説文と参考資料と
の対応表

添付-3 「火災防護管理指針“用語の定義”の出典」

資料4-4 JEAG 原子力発電所の火災防護管理指針(平成19年版)(案)のレビュー/
改定作業分担素案

資料4-5 原子力発電所の火災防護管理に関するアンケート調査

参考資料1 原子力災害に関する研究

5. 議事

(1) 会議定足数確認

本検討会委員総数11名に対して代理者を含めた本日の委員出席者数は10名で、規約上の決議条件の「委員総数の2/3以上の出席」を満たしていることが確認された。

(2) 代理出席者及びオブザーバ参加者の承認

事務局より、上記の代理出席者及びオブザーバが紹介され、小暮主査より、代理出席者及びオブザーバの会議参加が承認された。また、資料4-1に基づき、本日オブザーバ参加の鶴田様及び鈴木様が委員候補として次回運転・保守分科会に承認を受けることになり、了承された。

(3) 前回検討会議事録(案)の承認

事務局より、資料4-2に基づき、前回検討会の議事録(案)が紹介され、本内容について承認

された。

(4) 原子力災害に関する研究の紹介

オブザーバの鶴田様より、資料4-3に基づき、これまでの国内の原子力発電所で発生した火災事故あるいは類似事故の説明があった。特に浜岡1号機の配管爆ごう事故、大飯3,4号機の廃棄物処理建屋火災事故、類似災害としての美浜3号機の配管破損事故については原子力施設の災害を特徴付けるもので、災害発生時の対応や教訓は本規格に反映されることが期待されている。

本件に関する質問は、以下のとおり。

a. 火災の定義とは何か。

所轄消防署長が火災と判断した時である。つまり、火災に関する情報を事業者が確認した場合、事業者が消防に通報することが必須で、消防が確認して判断することになる。

(5) 規制当局における火災防護管理面の具体的反映事項の紹介

平澤委員より、資料4-3に基づき、規制側の火災防護管理面検討WGでの検討結果のうち、民間規格への具体的反映事項として火災防護管理指針(平成19年度版)(案)について、平成11年作成案と比較した形で本文・解説制定案が説明された。

主な追加項目は以下のとおり。(数字は章番号)その他、記載箇所の変更もある。

- ・ 1. 総則 関連法規、指針・規格等、用語の定義
- ・ 2. 火災防護計画書
- ・ 5. 火災時緊急計画の策定
- ・ 7. 5 消防活動を支援する活動のための事前対策
- ・ 8. 3 消防活動を支援する活動
- ・ 10. 火災鎮火後の措置

議論の結果、この内容をたたき台として、持ち帰り検討することとして次回以降、各章毎分別にレビュー結果を報告し、検討していくこととしたが了承された。

本件に関する主な意見は、以下のとおり。

a. 消防庁の消防活動マニュアルは主語が消防署になっているので、民間指針とするには、消防が行うのか、事業者が行うのか、双方で行うのかを明確にして混乱しないような記載ぶりにすべき。

制定案としては、事業者の立場での見方だけでなく、双方が合同で行うものも記載しているため、単に事業者だけの対応にならないような記載の配慮が必要。記載上の不具合があった場合は変更していくこととする。

(5) 火災防護管理指針(仮称)作業分担案の検討

平澤委員より、資料4-4に基づき、火災防護管理指針(平成19年版)(案)の制定作業の分担案が提案された。具体的には、電力委員が各章毎に取り纏め委員と担当員として、委員候補の鶴田様がアドバイザー、平澤委員は素案に関する相談担当とする分担としている。

議論の結果、提案どおりの分担で行うことが了承された。今回は規格の骨組みとなる、第1章総則を小暮主査が、第2章火災防護計画書を藤原副主査が取り纏め、レビュー結果を報告して検討・承認を行なうこととした。コメントがあった場合は事務局経由で主担当者に連絡すること

とした。

(6) その他

- a . 事務局より、11 月 2 日の大橋分科会長への事前説明に検討状況をご報告し、次々回の運転・保守分科会では、本検討会の中間報告することです了承を得た旨の紹介があった。
- b . 次回防火管理検討会開催は、12 月 14 日 (木) 午後の予定。議題は火災防護管理指針 (仮称) 素案 (第 1 章、第 2 章) の検討を予定。次々回 (第 6 回) 開催は平成 18 年 1 月 24 日 (水) 午後の予定。

以 上